

一橋陸上競技倶楽部 会則

第1章 総 則

第1条 本会は、一橋陸上競技倶楽部と称する。

第2条 本会は、主たる事務所を東京都もしくはその隣接県におく。

第2章 目的および事業

第3条 本会は、一橋大学陸上競技部学生の部活動の支援をし、わが国スポーツ界の発展に寄与し、併せて会員相互の親睦・知識の増進を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 一橋大学陸上競技部学生の後援および会員相互の連絡。
- ② 前項の目的を達成するために必要な事項。

第3章 会 員

第5条 本会の会員は、正会員、名誉会員および特別会員とする。

- 2 正会員たる資格を有するものは、一橋大学学部、大学院研究科課程およびその前身諸学校のいずれかを卒業終了し、又はこれらに在学したもので、陸上競技部に所属したものである。
- 3 名誉会員および特別会員についての規約は理事会の議決を経て別に定める。

第6条 一橋大学学部3年生終了時まで陸上競技部に所属していたもの、及び一橋大学卒業時に陸上競技部に所属していたもの（休部を含む）は、本人から反対の意思表示のない限り、自動的に正会員として、本会に入会するものとする。一橋大学学部3年生終了時より前に陸上競技部を退部したものは、入会申込書を提出し、理事会の承認を得ることにより、正会員となることができる。

第7条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- ① 退会
- ② 死亡、失踪宣告
- ③ 除名

第8条 会員で退会しようとするものは、退会届を提出しなければならない。

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、会員としての便益供与を一定の期間停止または除名することができる。

- ① 会則または総会の議決に違反したとき。
- ② 本会の名誉を傷つけ、または秩序を乱したとき。
- 2 会員としての便益供与の停止は、理事会の議決によりこれを行い、その旨を当該会員に通知するものとする。
- 3 会員の除名は、総会の議決によりこれを行わなければならない。ただし、当該会員には総会において釈明する機会を与えなければならない。

第10条 会員(会員であったものを含む)は、本会の資産に対して返還の請求をすることができない。

第11条 会員は総会の議決した会費を納めなければならない。ただし、細則の定めるところにより減免することができる。

第4章 役員

第12条 本会に次の役員をおく。

理事 16名以内 監事 2名以内

- 2 会長1名、副会長若干名、幹事長1名および副幹事長若干名は、理事会において理事の内から選任する。
- 3 理事及び監事は、総会において、第23条に規定された通常の決議の手続きにより選任する。ただし、任期を選任された日の次に行われる総会までとすることを条件に、理事会において全理事の3分の2以上の理事の決議によって、理事及び監事を選任することができる。

第13条 各年次に年度幹事(入学年基準による)1名をおき、理事会で承認する。

第14条 理事は理事会を組織して会務の執行に関し審議決定するほか、この会則の定めるところによりその職務を行う。

- 2 会長は本会を代表し、会務を統理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、会長の職務を行う。
- 4 幹事長は、理事会の議決に従い会務を処理する。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長が欠けたときまたは幹事長に事故あるときは、幹事長の職務を行う。
- 6 監事は、本会に係る資産および会計に関する業務を監査し、定時総会においてその結果を報告する。
- 7 年度幹事は、各年次会員等との連絡を密にとり、理事会の業務に協力する。

第15条 役員の任期は、会則に別途規定のない限り、総会での選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 他に在任の役員がいる時に選任された役員の任期は、他の在任の役員の残存期間と同一とする。
- 3 役員はその事由の如何に拘わらず、辞職の意思表示をすることにより何時でも役員を辞任することが出来る。

第16条 本会は、役員が心身の故障のため職務を執行することができないとき、または本会の名誉を傷つけもしくは本会の目的に反する行為を行ったときは、総会においてこれを解任することができる。

第17条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会員の中より理事会においてこれを推薦する。
- 3 顧問は会長の諮問に応ずるものとする。

第5章 会議

第18条 会議は総会および理事会とする。

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 総会は、定時総会および臨時総会とする。

第20条 総会は、この会則に定めるもののほか、次に掲げる事項について決議する。

- ① 前年度の事業報告および収支計算
- ② 当該年度の事業計画および収支予算
- ③ その他理事会から付議された事項

- 第21条 定時総会は、毎年1回会計年度終了後3ヵ月以内に招集する。
- 2 臨時総会は、会長または幹事長が必要と認めた場合に会長がこれを招集する。
 - 3 会長は、会員現在数の10分の1以上のものから会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から30日以内にこれを招集しなければならない。
 - 4 総会の招集は、少なくとも7日前に会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。
- 第22条 総会の議長には会長が、副議長には副会長または幹事長がそれぞれあたる。
- 2 議長は、総会の秩序を維持し、議事の運営整理を行う。
 - 3 副議長は、議長が欠けたときまたは事故があるときは、議長の職務を行う。
- 第23条 総会は、会員現在数の10分の1以上の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。ただし当該議事につき書面または電磁的方法(電子メールを含む)をもってあらかじめ意思表示したものは出席者とみなす。
- 2 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
 - 3 会員は書面または電磁的方法(電子メールを含む)をもって総会における議決権の行使を他の出席会員に委任することができる。
- 第24条 理事会は、この会則の別に定めるもののほか、次に掲げる事項について議決する。
- ① 会務の執行に関する事項
 - ② 総会に付議すべき事項
 - ③ その他会長が付議した事項
- 第25条 理事会は必要に応じて会長が招集する。
- 2 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面または電磁的方法(電子メールを含む)をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。
 - 3 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。
 - 4 理事は書面または電磁的方法(電子メールを含む)によって、理事会における議決権の行使を他の出席理事に委任することができる。
- 第26条 総会および理事会の議事録は、議長が作成し、これを保存する。

第6章 委員会

- 第27条 本会は、必要あるときは、理事会の決定により専門委員会を設けることができる。

第7章 資産および会計

- 第28条 本会の資産および収入は次の通りとする。
- ① 資産目録記載の資産
 - ② 会費
 - ③ 資産から生ずる果実
 - ④ 寄付金品
 - ⑤ その他の収入

- 第29条 本会の資産を分けて特別会計資産および一般会計資産の2種とする。
- 2 特別会計資産は、資産目録のうち特別会計の部に記載する資産および将来特別会計資産に編入される資産で構成する。
 - 3 一般会計資産は、特別会計資産以外の資産とする。
 - 4 寄付金品であって寄付者の指定あるものは、その指定に従い会計処理を行う。
 - 5 本会の特別会計資産のうち現金は理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、または確実な銀行預金として会長が保管、管理する。
 - 6 特別会計資産は、処分し、または担保に供してはならない。ただし、本会の業務遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の議決を経て、一般会計資産への充当等の処分を行い、または担保に供することができる。
 - 7 本会の業務遂行に要する費用は、原則として会費および資産から生ずる果実等の一般会計資産をもって支弁する。
 - 8 本会の資産は、会計担当理事がこれを管理する。

- 第30条 会長は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に収支決算書および資産目録を作成し、理事会の承認を経て総会に報告し、その承認を得なければならない。
- 2 本会の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決および総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を特別会計資産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

第31条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終る。

第8章 会則の変更ならびに解散

- 第32条 この会則は、理事会および総会においておのおのの3分の2以上の議決を経なければ変更することができない。
- 第33条 本会の解散に伴う残余財産は、理事会および総会において各々の4分の3以上の議決を経て、本会の目的に類似の目的を有する公益事業に寄付するものとする。

付 則

第34条 この会則施行についての細則は、理事会および総会の議決を経て別にまとめる。

以上

昭和48年 3月17日承認
昭和56年 6月21日改訂
平成 2年 6月13日改訂
平成12年 4月28日改訂
平成20年 5月29日改訂
平成21年 6月 4日改訂
平成22年 6月 8日改訂
平成24年 3月19日改訂
平成28年 2月 4日改訂
令和 2年 3月18日改訂
令和 4年 3月17日改訂

令和 5 年 3 月 15 日改訂